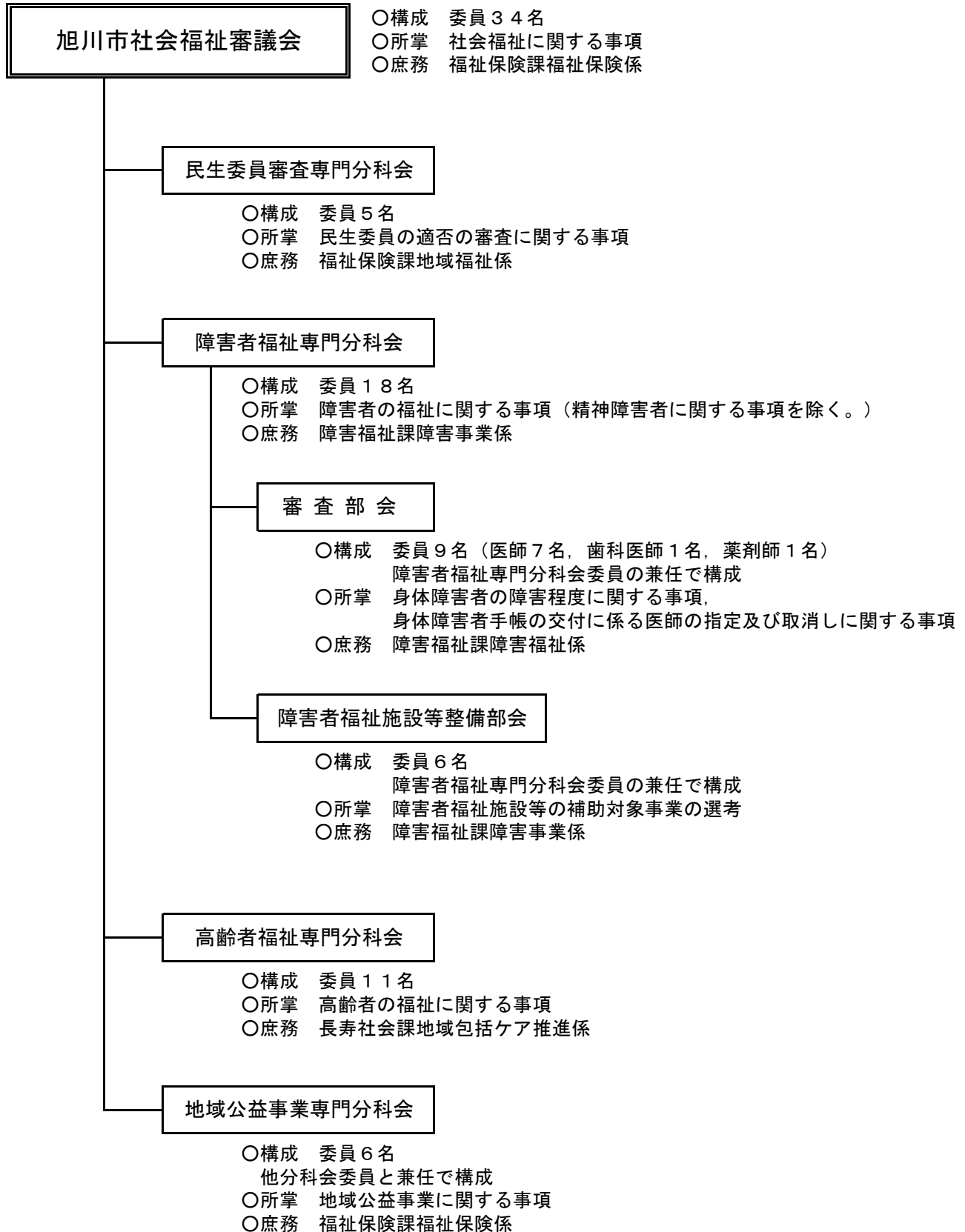


旭川市社会福祉審議会概要

旭川市社会福祉審議会の組織（令和6年5月）



社会福祉法（抜粋）

（地方社会福祉審議会）

第七条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

（委員）

第八条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（臨時委員）

第九条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（委員長）

第十条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

（専門分科会）

第十一条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

（地方社会福祉審議会に関する特例）

第十二条 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第一項中「置く」とあるのは、「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

（政令への委任）

第十三条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

社会福祉法施行令（抜粋）

（民生委員審査専門分科会）

第二条 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会（法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会をいう。以下同じ。）の委員のうちから、委員長が指名する。

2 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。

3 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもつて地方社会福祉審議会の決議とする。

（審査部会）

第三条 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を設けるものとする。

2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。

3 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもつて地方社会福祉審議会の決議とすることができる。

旭川市社会福祉審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 前条の機関の名称は、旭川市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）とする。

第3条 削除

(組織)

第4条 審議会は、委員35人以内をもって組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(委員)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長の職務の代理)

第6条 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 臨時委員は、その者の任命に係る特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第8条 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。以下この条において同じ。）は、委員及び臨時委員のうちから委員長が指名する者で組織する。

2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員が、その職務を代理する。

(民生委員審査専門分科会)

第9条 前条第2項から第4項までの規定は、民生委員審査専門分科会について準用する。この場合において、同条第2項中「委員及び臨時委員」とあり、及び同条第4項中「委員又は臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

(審議会の庶務)

第10条 審議会の庶務は、福祉保険部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

旭川市社会福祉審議会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、旭川市社会福祉審議会条例（平成12年旭川市条例第30号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

第2条 旭川市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）に次の各号に掲げる専門分科会を置き、それぞれ当該各号に定める事項を調査審議させるものとする。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
- (2) 障害者福祉専門分科会 障害者の福祉に関する事項
- (3) 高齢者福祉専門分科会 高齢者の福祉に関する事項

2 前項各号に掲げる専門分科会に係る事項以外の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に同項各号に掲げる専門分科会以外の専門分科会を置くことができる。

3 専門分科会の会議は、専門分科会長が招集する。

4 専門分科会長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、専門分科会を招集しなければならない。

5 専門分科会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

6 専門分科会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、専門分科会長の決するところによる。

7 臨時委員は、その者の任命に係る特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

8 専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。

(審査部会)

第3条 障害者福祉専門分科会に審査部会を置き、次に掲げる事項を調査審議させるものとする。

- (1) 身体障害者の障害程度の審査に関する事項
- (2) 身体障害者手帳の交付に係る医師の指定及び取消しに関する事項

2 審査部会は、障害者福祉専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから委員長が指名する者で組織する。

3 審査部会に審査部会長を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。

4 審査部会の会議は、審査部会長が招集する。

5 審査部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員が、その職務を代理する。

6 審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。

(部会)

第4条 前条第1項に規定する審査部会のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門分科会に部会を置くことができる。

2 部会は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから専門分科会長が指名する者で組織する。

3 前条第3項から第6項までの規定は、部会について準用する。この場合において、同条第

3項及び第4項中「審査部会」とあるのは「部会」と、「審査部会長」とあるのは「部会長」と、同条第5項中「審査部会長」とあるのは「部会長」と、同条第6項中「審査部会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(専門分科会の庶務)

第5条 次の各号に掲げる専門分科会の庶務は、それぞれ当該各号に定める課において処理する。

- (1) 民生委員審査専門分科会 福祉保険部福祉保険課
- (2) 障害者福祉専門分科会 福祉保険部障害福祉課
- (3) 高齢者福祉専門分科会 福祉保険部長寿社会課

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

旭川市社会福祉審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、旭川市社会福祉審議会条例（平成12年旭川市条例第30号）及び旭川市社会福祉審議会条例施行規則（平成20年旭川市規則第24号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査部会の会議)

第2条 規則第3条第1項の規定に基づき設置する審査部会（以下「審査部会」という。）は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審査部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、審査部会長の決するところによる。

(部会の会議についての準用)

第3条 前条の規定は、規則第4条第1項の規定に基づき設置する部会（以下「部会」という。）について準用する。この場合において、前条第1項中「第3条第1項」とあるのは「第4条第1項」と、「審査部会」とあるのは「部会」と、同条第2項中「審査部会」とあるのは「部会」と、「審査部会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(専門分科会等の会議の特例)

第4条 専門分科会長、審査部会長及び部会長は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、会議の開催に代え、委員に対し、書面により意見を求めることができる。

(会議の公開)

第5条 旭川市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）、専門分科会、審査部会及び部会（以下「審議会等」という。）の会議は、旭川市市民参加推進条例（平成14年旭川市条例第36号）第13条第1項本文の規定に基づき、公開するものとする。ただし、審議の内容が旭川市情報公開条例（平成17年旭川市条例第7号）第7条各号に掲げる事項及び同条例第8条に規定する事項（同条各号に掲げる事項を除く。）のいずれかに該当するおそれがあると審議会等が認める場合を除くものとする。

(会議の記録)

第6条 審議会等の会議の記録は、それぞれ委員長、専門分科会長、審査部会長及び部会長並びにこれらの者がその都度指名する委員が確認することにより確定するものとする。

2 前項のその都度指名する委員の数は、審議会にあっては2人、専門分科会、審査部会及び部会にあっては1人とする。